

交対協だより1月号



福島県
福島県交通対策協議会
(事務局 福島県生活交通課)
令和 7年 1月 10日

明けましておめでとうございます。

昨年中は、各種交通事故防止活動に御協力をいただき、感謝を申し上げます。
令和6年の交通事故については、死者数は減少しましたが、発生件数、傷者数については、前年より増加する結果となりました。

令和7年は、第11次福島県交通安全計画の最終年となります。

目標(令和7年までに死者数を50人以下、重傷者数を380人以下、死傷者数を3,200人以下)の実現に向けて、引き続き交通安全の啓発に御協力をお願いいたします。



◎ 交通事故発生状況

(R6年中)

区分	R6年中	R5年中	増減数	増減率
発生件数	3,086件	2,913件	173	5.9%
死亡事故	51件	51件	±0	0.0%
死者数	51人	55人	-4	-7.3%
高齢者	29人	30人	-1	-3.3%
傷者数	3,738人	3,403人	335	9.8%
重傷者数	492人	455人	37	8.1%
死傷者数	3,789人	3,458人	331	9.6%

○発生の特徴

- ・発生件数・傷者数が増加
- ・死者数は減少
- ・高齢運転者による交通事故が多発



○死亡事故の特徴

- ・死者のうち高齢者は29人で、全体の56.9%
- ・歩行中の事故による死者は19人と前年比増加
- ・自動二輪車運転の死者は7人と前年比増加
- ・年末12月中の交通事故死者1名は、過去最少
- ・飲酒運転による死亡事故は0件と前年の5件から大幅に減少

◎ 地方振興局別等交通事故発生状況

(R6年中)

	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	高速道	合計
発生件数	652件	858件	303件	310件	18件	176件	725件	44件	3,086件
前年同期比	-17件	-2件	95件	51件	7件	-9件	31件	17件	173件
死者数	9人	16人	5人	4人	3人	3人	8人	3人	51人
前年同期比	-1人	3人	2人	-5人	3人	-4人	-2人	0人	-4人
傷者数	774人	1,041人	353人	365人	23人	231人	886人	65人	3,738人
前年同期比	6人	32人	116人	40人	6人	20人	91人	24人	335人

○令和6年12月に発生・計上された死亡事故は1件1名でした。

死亡事故の内訳は、高齢者による車両単独の事故が1件発生、前年比2件2名の減少となりました。12月の交通事故死者1名は、統計上過去最少となりました。例年1月は重大事故が多発する傾向にあります。引き続き、交通安全対策の推進について御協力をお願いします。

◎ 交通事故発生状況

(R6.12月)

	発生件数		死者数				傷者数		物件交通事故	
	12月	累計	12月	累計	うち高齢者 12月	累計	12月	累計	12月	累計
令和6年	366件	3,086件	1人	51人	1人	29人	443人	3,738人	4,725件	46,702件
令和5年	326件	2,913件	3人	55人	3人	30人	373人	3,403人	4,308件	46,901件
増減数	40件	173件	-2人	-4人	-2人	-1人	70人	335人	417件	-199件
増減率	12.3%	5.9%	-66.7%	-7.3%	-66.7%	-3.3%	18.8%	9.8%	9.7%	-0.4%

令和7年交通安全運動福島県推進要綱の策定について

推進期間 令和7年1月1日から12月31日までの1年間

年間スローガン 「わたります 止まるやさしさ ありがとう」

特別重点事項 「交通死亡事故の抑止」



重点1 高齢者の交通事故防止

背景・交通事故死者に占める高齢者の割合が高い

・高齢運転者による交通事故が多発

内容・個別訪問、参加体験型の交通安全教室の実施

・安全運転サポカーへの乗り換え、後付けの安全装置の設置等の周知

・運転免許証を自主返納しやすい環境づくり

重点2 こどもの交通事故防止

背景・健全な交通社会の構築に向け、交通ルールを守る規範意識や思いやりを身につけさせる必要性

内容・家庭における注意喚起、大人自身が手本を示す

・学校における交通関係団体と連携した交通安全教育の推進

・こどもの保護活動と安全環境整備の推進

重点3 道路横断中の交通事故防止

背景・横断歩道横断者被害の交通事故の増加

・夜間等、道路横断歩行者の早期発見の必要性

内容・横断歩道に横断者がいる場合の一時停止の遵守

・夕暮れから夜間、道路横断者の早期発見のため、先行車等がないときのハイビームの使用徹底

重点4 自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守による交通事故防止

背景・自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化

・法令の改正による「ながらスマホ」等の罰則強化

内容・致命傷となりやすい頭部保護の必要性の啓発

・学校等における交通関係団体と連携した自転車の安全で適正な利用に関する指導の推進

重点5 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶

背景・飲酒、無免許、速度超過、あおり運転等により重大事故が発生

内容・飲酒運転等は重大犯罪であることの認識醸成

・アルコール検知器を使用した運転前後の確認徹底
・家庭・地域・職場等における法令順守の徹底に関する指導の推進

重点6 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

背景・令和6年中、四輪車の交通死亡事故当事者のシートベルト着用率は約8割にとどまる

内容・後部座席を含めた全席シートベルト着用の実践

・体格にあったチャイルドシートの使用徹底についての啓発

重点7 交差点・カーブ等における交通事故防止

背景・令和6年中、交通死亡事故の約6割が交差点・カーブで発生

内容・交差点、その付近での安全確認徹底の実践

・カーブに進入する際の減速と危険予測の実践
・観光等、長距離運転時の定期的な休憩の取得等による過労運転の防止の実践

重点8 ゆずりあい運転の実践

背景・交差点通行時、合流時、車線変更時等で、他の車両に道を譲らないことによる事故やトラブルが発生

内容・交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践

・思いやりの気持ちを持った譲り合い運転の啓発

本要綱は、「人優先」の交通安全思想を基本に、地域における県民等が自主的に連携・協力するネットワークを構築し、交通事故の実態と社会情勢の変化に対応した適切かつ効果的な交通安全対策に取り組むことにより、交通事故のない、安全で安心な福島県の実現を目的として例年策定しています。県交通対策協議会では、市町村、交通関係団体などの推進機関等の皆様とともに、交通事故防止対策を推進してまいりますので、本年も御協力をお願いします。

年間の運動計画

	運動の名称	運動期間	目的・実施方法など
年間	交通安全マナーアップ運動	1年間	・交通ルールの遵守と交通マナーの向上
各季	春の全国交通安全運動	4/6～15(10日間)	・運動の重点に基づく啓発等
	夏の交通安全防止県民総ぐるみ運動	7/16～25日(10日間)	
	秋の全国交通安全運動	9/21～30(10日間)	
	年末年始の交通安全防止県民総ぐるみ運動	12/10～1/7(29日間)	
月間	自転車安全利用強化月間(自転車月間)	5/1～31(31日間)	・自転車利用者に対する交通ルール遵守意識の高揚
	シートベルト着用強化月間	6/1～30(30日間)	・シートベルト・チャイルドシート着用啓発
	PM4(ピー・エム・フォー)ライトオン運動	11/1～2/28(120日間)	・運転者の午後4時からのライト早め点灯・対向車や先行車がないときのハイビームの使用の実践・推進
日ごと	交通事故ゼロ・歩行者優先の日	毎月1日	・子どもや高齢者等に対する思いやり運転の実践 ・ノーマイカーデーへの参加協力
	シルバー交通安全の日	毎月15日	・家庭訪問、街頭指導、高齢者交通安全教育などの実施
	踏切事故防止の日	毎月23日	・踏切事故防止のための指導 ・広報活動の推進・安全点検などの推進
	交通安全話し合いの日	毎月第3日曜日	・交通安全に関する話し合いの推進 ・交通安全家庭のちかひの推進
	交通事故死ゼロを目指す日	国の交通対策本部の決定による。	・交通死亡事故ゼロの実現